

## 石川県が所管する区域の積雪荷重について(石川県建築基準法施行細則第十五条関係)

石川県が所管する区域の積雪荷重は、石川県建築基準法施行細則第十五条で定めており、各地域の垂直積雪量は、以下のとおりです。

なお、積雪の単位荷重は積雪量1cmごとに1㎡につき29N以上としています。

### ◇ 能美市

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	能美市の区域のうち一般国道305号(小松市境から一般国道八号と分岐する交差点までの区間に限る。)及び県道小松鶴来線(一般国道8号と分岐する交差点から県道松任寺井線と分岐する交差点までの区間に限る。)並びに県道松任寺井線(県道小松鶴来線と分岐する交差点から川北町境の区間に限る。)の中心線から西側の区域
1.5m以上	能美市の区域のうち垂直積雪量の数値が1.0m以上の垂直積雪量を適用する区域を除いた区域

### ◇ 能美郡川北町

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	能美郡川北町の区域のうち県道松任寺井線の中心線から西側の区域
1.5m以上	能美郡川北町の区域のうち垂直積雪量の数値が1.0m以上の垂直積雪量を適用する区域を除いた区域

## ◇ 河北郡内灘町

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	河北郡内灘町の全域

## ◇ 河北郡津幡町

垂直積雪量の数値	適用地域
1.5m以上	河北郡津幡町の区域のうち瓜生、牛首、上大田、上河合、下河合、苧谷、岩崎、市谷、大畠、大熊、笠池ヶ原、倉見、籠月、七黒、杉瀬、田屋、鳥越、鳥屋尾、八ノ谷、彦太郎畠、宮田、山北、吉倉、蓮花寺、相窪、朝日畑、旭山、井野河内、上野、越中坂、大窪、大坪、上藤又、刈安、河内、北横根、倶利伽羅、假生、坂戸、材木、七野、下藤又、下中、常德、竹橋、九折、富田、原、東荒屋、別所、南横根、明神及び山森の区域を除いた区域
2.0m以上	河北郡津幡町の区域のうち瓜生、牛首、上大田、上河合、下河合、苧谷、岩崎、市谷、大畠、大熊、笠池ヶ原、倉見、籠月、七黒、杉瀬、田屋、鳥越、鳥屋尾、八ノ谷、彦太郎畠、宮田、山北、吉倉、蓮花寺、相窪、朝日畑、旭山、井野河内、上野、越中坂、大窪、大坪、上藤又、刈安、河内、北横根、倶利伽羅、假生、坂戸、材木、七野、下藤又、下中、常德、竹橋、九折、富田、原、東荒屋、別所、南横根、明神及び山森の区域

## ◇ かほく市

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	かほく市の区域のうち木津、松浜、遠塚、浜北、秋浜、外日角及び白尾の区域
1.5m以上	かほく市の区域のうち垂直積雪量の数値が1.0m以上の垂直積雪量を適用する区域を除いた区域

◇ 羽咋市

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	羽咋市の全域

◇ 羽咋郡宝達志水町

垂直積雪量の数値	適用地域
1.5m以上	羽咋郡宝達志水町の全域

◇ 羽咋郡志賀町

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	羽咋郡志賀町の全域

◇ 鹿島郡中能登町

垂直積雪量の数値	適用地域
1.0m以上	鹿島郡中能登町の全域

◇ 輪島市

垂直積雪量の数値	適用地域
1. 0m以上	輪島市の区域のうち三井町、大和町及び町野町の区域を除いた区域
1. 5m以上	輪島市の区域のうち町野町の区域
2. 0m以上	輪島市の区域のうち三井町及び大和町の区域

◇ 鳳珠郡穴水町

垂直積雪量の数値	適用地域
1. 5m以上	鳳珠郡穴水町の全域

◇ 鳳珠郡能登町

垂直積雪量の数値	適用地域
1. 5m以上	鳳珠郡能登町の区域のうち五十里、石井、大箱、小間生、上長尾、神和住、鴨川、上町、北河内、久田、桐畑、国光、黒川、合鹿、五郎左エ門分、斉和、笹川、十郎原、鈴ヶ嶺、寺分、天坂、当目、中斉及び柳田の区域を除いた区域
2. 0m以上	鳳珠郡能登町の区域のうち五十里、石井、大箱、小間生、上長尾、神和住、鴨川、上町、北河内、久田、桐畑、国光、黒川、合鹿、五郎左エ門分、斉和、笹川、十郎原、鈴ヶ嶺、寺分、天坂、当目、中斉及び柳田の区域

◇ 珠洲市

垂直積雪量の数値	適用地域
1. 5m以上	珠洲市の区域のうち若山町の区域を除いた区域
2. 0m以上	珠洲市の区域のうち若山町の区域